

# 滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業について

## 事業の目的・概要

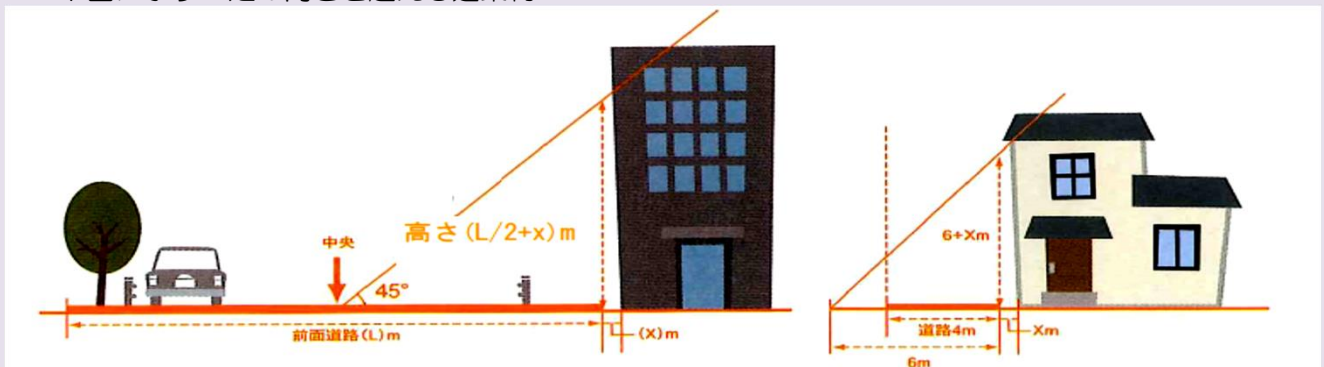
南海トラフ巨大地震や琵琶湖西岸断層帯における大地震の発生が予測される中、被害の軽減、機能確保の観点から、地震被災時に災害対策に必要な物資等の迅速・確実な被災地への輸送や市町域を越える避難をするため、その利用に供する道路が、建築物の倒壊により閉塞することがないように、沿道建築物の耐震化を促進することを目的として実施します。

耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された避難路沿道建築物について、補強設計や耐震改修にかかる費用の一部を県が補助し、耐震化を支援します。

## 避難路沿道建築物の要件

次の要件をすべて満たす建築物が、避難路沿道建築物です。

- ・滋賀県既存建築物耐震改修促進計画に記載された道路にその敷地が接する建築物
- ・昭和56年5月31日以前に着工し完成した建築物
- ・下図に示す一定の高さを超える建築物



(一社) 建築性能基準推進協会作成のリーフレットを参照

## 補助対象額・補助金額

- ・補助対象額は、下表の事業種別や経費区分ごとに、実際に事業に要する経費と下表により算定した限度額の低い方の額です。なお、耐震以外の改修や法不適合箇所の是正等に要する経費は除きます。
- ・補助金額は、補助対象額に下表に示す補助率を乗じて得た額以内の額となります。

事業種別	経費区分	限度額	補助率
補強設計	補強設計に要する経費	対象建築物の床面積について ①面積1,000㎡以内の部分 4,580円/㎡ ②面積1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分 2,350円/㎡ ③面積2,000㎡を超える部分 1,570円/㎡	補助対象額の12分の5 <sup>※1</sup>
耐震改修等	耐震改修等に要する経費	57,000円/㎡ ・免震工法等を含む特殊な工法による場合は、93,300円/㎡ ・マンション <sup>※2</sup> の場合は、51,700円/㎡以内 ・住宅(マンションを除く)の場合は、39,900円/㎡ ・建替えまたは除却を行う場合の補助対象限度額は、耐震改修工事費相当分	補助対象額の12.65% <sup>※1</sup>

※1：千円未満の端数を切り捨てた額です。

※2：マンションとは、共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいいます。

## 補助の主な要件(補強設計・耐震改修共通)

- ①補助対象者：避難路沿道建築物の所有者
  - ・区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する団体または区分所有者によって合意された代表者
  - ・所有者が複数存在する場合は、全ての所有者によって合意された代表者
- ②補強設計を行う者
  - ・耐震診断を行う建築物の構造に係る登録資格者講習（同等と認められた講習を含む）を修了した耐震診断資格者（設計内容が一定要件に該当する場合、要件に応じた建築士の資格が必要）
- ③補助対象建築物
  - ・補強設計、耐震改修の各事業について、他の補助金等の交付を受けていないこと
  - ・設計内容について、地震に対する危険性が低いと判断できる基準に適合する耐震判定機関の評価書の交付を受けている
  - ・建築基準法等関係法令に不適合がある場合、補強設計にあってはその是正のための設計を同時に行い、耐震改修にあってはその是正を耐震改修完了日までに行うものであること等
- ④補助の期限
  - ・**令和13年3月31日までに着手したものであること。**（補強設計・耐震改修工事とも）

## 留意事項

- ・補助金交付決定日以降に実施する補強設計、耐震改修の費用が対象です。  
**必ず、それぞれの事業ごとに補助金の交付決定を受けてから、契約を結んでください。**  
**先に契約されると補助金が受けられなくなります。**
- ・申請の際には、事前に下記問い合わせ先までご相談ください。
- ・補助制度や補助要件について、ご不明な点がある場合は下記担当までご相談ください。

## Q&A

- Q1：耐震診断は県の補助を受けずに実施したが、補強設計や耐震改修は補助を受けることができますか。  
A1：耐震診断に対する補助の有無にかかわらず、要件を満たせば補助を受けることができます。
- Q2：耐震改修をしなかった場合には罰則はありますか。  
A2：罰則はありません。しかし、法律では建物所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。地震等により倒壊した場合、建物利用者等の生命や身体、財産への甚大な被害を生じるおそれがあります。
- Q3：耐震改修を実施したら、公表された耐震診断結果はどのようにになりますか。  
A3：耐震改修完了後、出来るだけ速やかに必要書類を所管行政庁に提出してください。所管行政庁にて内容を審査のうえ、改修済みである旨に更新されます。耐震改修のみならず、除却や建て替えをされた場合も同様です。

## 問い合わせ・補助金受付先

滋賀県交通まちづくり部 建築開発課 建築安全係  
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1 県庁北新館4階  
e-mail : antai@pref.shiga.lg.jp  
TEL:077-528-4262 FAX:077-528-4912